	福岡航空交通管制部
2　（略）	
	C線、D線、北緯三一度二二分五九秒東経一三四度五九分五〇秒の地点、北緯二九度三一分四〇秒東経一三二度一七分三八秒の地点、北緯二八度四九分五三秒東経一三三度二五分四九秒の地点、北緯二七度二三分二一秒東経一三二度四分二九秒の地点、北緯二六度四五分二三秒東経一三一度五七分四秒の地点、北緯二六度三七分五八秒東経一三一度五一分一八秒の地点、北緯二五度五二分二八秒東経一三一度九分二五秒の地点、北緯二五度五分三六秒東経一三〇度三四分四五秒の地点、北緯二四度五一分三六秒東経一三〇度二二分三秒の地点、北緯二四度三五分五秒東経一二九度四四分一八秒の地点及び北緯二三度一四分四七秒東経一二八度四二分四五秒の地点を順次に結んだ線並びに同地点から二一八度に引いた線以西の区域であって本邦及びこれに近接する区域（神戸航空交通管制部の管轄区域を除く。）

	福岡航空交通管制部
2　（略）	
	東経一三三度五七分三〇秒の地点、北緯三四度一四分四〇秒東経一三三度五一分四八秒の地点、北緯三四度一二分東経一三三度三〇分三四秒の地点、北緯三四度一九分五六秒東経一三三度二八分五六秒の地点、北緯三五度二四分四八秒東経一三二度四二分三一秒の地点、北緯三五度六分三八秒東経一二九度四四分の地点、北緯三四度四〇分一一秒東経一二九度九分五二秒の地点、北緯三三度二二分一五秒東経一二八度九分一九秒の地点、北緯三三度八分東経一二八度五九分八秒の地点、北緯三三度六分一五秒東経一二八度五〇分六秒の地点及び北緯三二度四九分一秒東経一二八度三五分二六秒の地点を順次に結んだ線により囲まれた区域であって高さが三三、五〇〇フート未満の区域
	C線、D線、E線及びF線以西の区域であって本邦及びこれに近接する区域（神戸航空交通管制部の管轄区域を除く。）

附　則

この省令は、令和四年二月二十四日から施行する。